



埼玉県報

第 2 6 6 7 号
平成 2 7 年 2 月 3 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告\(議会事務局総務課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [直接請求のための署名収集禁止期間\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の異動\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よりそい
- 三 代表者の氏名
篠原 毅之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市原郷千九百四十八番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす障害者および高齢者に対し、訪問介護、送迎等を行い、障害者および高齢者が自立した生活を過ごせるような福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立

三 代表者の氏名

伊 藤 信 男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木五丁目二番四十三号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者に対し、機能訓練・就労移行支援の適切な運営、又就労支援・就労の場の提供を行い、障害者の生活の自立並びに安定、経済的向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害者に対し、機能訓練・就労移行支援の適切な運営、又就労支援・就労の場の提供を行い、障害者の生活の自立並びに安定、経済的向上に寄与することを目的とする。

また、災害復興支援の提案・企画及び地域住民の安全・生活・健康に寄与する。

告 示

埼玉県告示第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイノス

三 代表者の氏名

大 山 智

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都西東京市下保谷二丁目八番三十二号

（変更後）埼玉県新座市栗原四丁目十番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、今後高齢化の進展とともに、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に合わせたより安価で質の高い見守りサービスの提供と、児童の保育施設の設置による待機児童の解消、女性の社会進出に寄与し、地域の方がより住みやすく安心安全な街づくりに寄与する事を目的とする。

告示

埼玉県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号で告示した秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

秩父市

二 都市計画事業の種類及び名称

秩父都市計画下水道事業秩父市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年四月一日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年5月16日（土）から平成31年5月15日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県議会事務局総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局総務課 I T ・情報公開担当 田口 電話048-830-6048（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年3月19日（木）午前11時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年3月18日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年3月18日（水）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課 平成27年3月19日（木）午後1時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年2月27日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、

平成27年2月16日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ
提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of network appliances and terminals for Saitama Prefectural Assembly
Information Network including installation, setting, operation and
maintenance.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: by 11:30 a.m., March 19, 2015

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., March 18, 2015

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone 048-830-6048

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十七年一月二十一日

指令川建セ第二六〇〇五六一号

二 検査済証番号

平成二十七年一月三十日

川建セ第二六〇一三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪字東稲岡八百七十九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブニーイレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一

告 示

埼玉県選管告示第四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 日時 平成二十七年二月六日 午後四時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 専決処分の承認について

ウ 開票区の変更について

イ 埼玉県議会議員一般選挙について

エ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

オ その他

告 示

埼玉県選管告示第五号

埼玉県議会議員一般選挙が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第二百五号）の規定に基づき行われることとなったため、同法施行令第二条の規定に基づき平成二十七年二月十一日から平成二十三年四月十二日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十七年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

告 示

埼玉県選管告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり運営主体名称及び施設名称の異動の届出があった。

平成二十七年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

		施設の開設主体及び名称		所在地	
旧	新	旧	新	旧	新
医療法人優和会 埼玉県野村病院	医療法人社団明日佳 伏病院 埼玉あすか松	医療法人優和会 ミエール 老人保健施設プル	医療法人社団明日佳 介護老人保健 施設プルミエール	埼玉県北葛飾郡松伏町上赤岩七百五十二番地一	埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目五番地七